

令和 年度(令和 年分) 営業 所得の収支内訳書

表

住 所			氏 名
内 訳		金 額(円)	記載上の参考事項
収 入 金 額	売 上 (収 入) 金 額	①	裏面(1)の合計額
	家 事 消 費 分	②	商品などを家事のために消費したり、贈与等した場合には、通常の販売価額を記入します。ただし、仕入金額等で記帳した場合は、販売価額の70%程度の金額といずれか多い方の金額を収入金額とすることができます。
	そ の 他 の 収 入	③	空箱等の売却代金やリペア、税込経理方式の場合の消費税及び地方消費税の還付税額などの収入を記入します。
	計	④	①+②+③の合計 (申告書の「ア」へ転記してください。)
売 上 原 価	期首商品(製品)棚卸高	⑤	本年1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します
	仕入金額(製品製造原価)	⑥	本年中の商品などの仕入金額を記入します。なお、本年中の掛け買いなどによる仕入れでまだ代金を支払っていないものも含まれます。
	小 計	⑦	⑤ + ⑥
	期末商品(製品)棚卸高	⑧	本年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します。
差 引 原 価		⑨	⑦ - ⑧
差 引 金 領		⑩	④ - ⑨
必 要 経 費	給 料 賃 金	Ⓐ	裏面(2)の合計額
	外 注 工 賃	Ⓑ	外部に注文して支払った下請工賃、加工賃、手間賃など
	減 価 償 却 費	Ⓒ	裏面(3)の合計額
	貸 倒 金	Ⓓ	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
	地 代 家 賃	Ⓔ	裏面(4)の合計額
	利 子 割 引 料	Ⓕ	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
	租 税 公 課	Ⓖ	税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金。商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会などの会費や組合費
	荷 造 運 費	Ⓗ	販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃
	水 道 光 熱 費	Ⓘ	水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
	旅 費 交 通 費	Ⓙ	電車賃、バス代、タクシ一代、宿泊代
	通 信 費	Ⓚ	電話料、切手代、電報料
	広 告 宣 伝 費	Ⓛ	新聞、雑誌、ラジオなどの広告費用。チラシ、折込み広告、広告用カレンダー、手ぬぐいなどの費用。ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
	接 待 交 際 費	Ⓜ	取引先などを接待する茶菓飲食代。取引先などを旅行、観劇などに招待する費用。取引先などに対する中元、歳暮の費用
	損 害 保 険 料	Ⓝ	火災保険料、自動車の損害保険料
	修 繕 費	Ⓣ	店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代
	消 耗 品 費	Ⓤ	帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費。使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の陳列棚等の購入費
	福 利 厚 生 費	⓫	従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために事業主が支出した費用。従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
	雜 費	Ⓣ	事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費
		Ⓣ	
		Ⓣ	
経費計		Ⓣ	Ⓐ から Ⓣ までの計
専従者控除前の所得金額		⑪	⑩ - Ⓣ
専従者給与(控除)額(※)		⑫	事業主と生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が本年に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、配偶者は最高86万円まで、配偶者以外の親族は最高50万円まで控除できます(ただし、いずれの場合も事業主の所得を超える控除はできません)。
差 引 所 得 金 額		⑬	⑪ - ⑫ (申告書の「①」へ転記してください。)

(※1) 所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、料、過料、交通犯則金等は必要経費になりません。

(※2) 専従者の内訳は、申告書の裏面「12」に記入してください。

(裏面も記入してください。)

(1) 売上(収入)金額の内訳

〔本年中の売上(収入)金額を記入します。なお、掛け売りなどのように、まだ実際に代金を受け取っていない売上げでも、本年中に売り上げたものは、すべて本年分の収入金額になります。〕

売上先名	所在地	売上(収入)金額
合計		

(2) 給料賃金の内訳

〔賃金、退職金、食費や被服などの現物給与〕

住所	氏名	従事月数	支払金額
合計			

(4) 地代家賃の内訳

〔店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、工場、倉庫等を借りている場合の家賃など〕

住所	氏名	賃借期間	支払金額
合計			

(3) 減価償却費の内訳

〔建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費〕

品名	取得年月	取得価額	耐用年数	償却額
合計				

◎ 減価償却費の計算方法（定額法…毎年の償却費が同額となるように計算する方法）

・平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

$$\text{取得価額} \times 90\% \times \frac{\text{【償却率】}^*}{(1 \div \text{耐用年数})} \times \frac{\text{事業に使用していた月数}}{12}$$

*【償却率】…小数点第4位切捨
(ただし、耐用年数が20年を超える場合は切上)

・平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産

$$\text{取得価額} \times \frac{\text{【償却率】}^*}{(1 \div \text{耐用年数})} \times \frac{\text{事業に使用していた月数}}{12}$$

*【償却率】…小数点第4位切上